

議 長 休憩中に町長より議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提出がありました。ただいまより議案第68号を配付いたしますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第68号を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩といたしますので、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は議会運営委員会終了次第、再開といたします。議会運営委員会、別室でお願いいたします。(10時26分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時35分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第2として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第2として議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定いたしました。お手元の議事日程の日程第6の前に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第2「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。

議会運営委員会委員長 飯田一君。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、12月7日、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員6名中6名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期についての変更はございません。

次に、審議内容についてですが、議案第68号松田町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例につきましては、即決でお願いします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員から補足説明をお許し願いたいと思います。

議

長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

それでは、町長より提出された議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第68号を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。